

(仮称) なかがわ学童保育所運営業務委託及び
(仮称) なかがわ子育てひろば事業委託
公募型プロポーザル募集要項

令和7年11月

八潮市子ども家庭部子育て支援課
八潮市教育部教育総務課

1 目的

この要項は、(仮称) なかがわ学童保育所運営業務委託及び(仮称) なかがわ子育てひろば事業委託(以下「業務」という。)を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

(仮称) なかがわ学童保育所運営業務委託及び(仮称) なかがわ子育てひろば事業委託

(2) 業務内容

別紙「(仮称) なかがわ学童保育所運営業務委託及び(仮称) なかがわ子育てひろば事業委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 業務委託期間

① (仮称) なかがわ学童保育所運営業務委託

契約締結日から令和11年3月31日まで

② (仮称) なかがわ子育てひろば事業委託

令和9年1月1日から令和11年3月31日まで

(4) 実施形式

公募型プロポーザル方式

(5) 本業務の実施に係る予算上限額

① (仮称) なかがわ学童保育所運営業務委託

70,912,000円以内(第二種社会福祉事業のため非課税)

② (仮称) なかがわ子育てひろば事業委託

23,008,500円以内(第二種社会福祉事業のため非課税)

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(6) 支払条件

別紙「(仮称) なかがわ学童保育所運営業務委託及び(仮称) なかがわ子育てひろば事業委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

3 応募資格

応募できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(2) 八潮市の入札参加資格者名簿に登録されている者。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること。
- (7) 契約先業者の決定までの間において、「八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準」及び「八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) その他法令等に違反するものでないこと。
- (9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

4 候補者の選定に係る事項

(1) 選定方法

（仮称）なかがわ学童保育所運営業務委託及び（仮称）なかがわ子育てひろば事業委託受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に提出された申請書等及びプレゼンテーションについて、別紙1「審査評価表」に基づき総合的に審査し、事業者を選定します。

審査時間については、別途、応募事業者に連絡する。

(2) 選定結果と公表

優先交渉権者の決定は、令和7年12月下旬頃を予定しており、選定結果は応募法人等に文書で通知すると同時に、以下の項目について市ホームページに掲載する。

① プロポーザルの参加業者数

② 契約先業者名

③ 契約金額

なお、契約締結後に契約先業者以外の提案業者から情報提供の希望があった場合、以下の項目について、電子メール等で情報提供を行う。

① 契約先業者の評価の合計値

② 情報提供希望のあった業者の評点の合計値

③ 情報提供希望のあった業者の全体順位

④ 提案項目ごとの契約先業者との評点の優劣（評点は情報提供しない。）

5 提出書類等

(1) 提出書類

別紙2「提出書類一覧」のとおり。A4サイズの紙ファイルで綴じ込み、資料番号をインデックスで標示すること。

(2) 提出部数

正2部、副6部（副は複写可）の計8部提出すること。

※提出書類等に記載された個人情報については、事業者選定の目的以外には使用しない。

6 申込み及び受付

(1) 募集要項の配布

- ① 配布期間 令和7年11月21日（金）から
令和7年12月12日（金）まで
- ② 配布場所 募集要項の配布は、八潮市ホームページからのダウンロードとなる。

(2) 質問の受付

- ① 受付期間 令和7年11月21日（金）から
令和7年11月27日（木）まで
- ② 提出方法 質疑書（様式第7号）に記入のうえ、八潮市教育部教育総務課のE-mailにて提出すること。
E-mail アドレス kyoikusomu@city.yashio.lg.jp
- ③ 回答方法 随時E-mailにて回答
- ④ その他 応募にあたり質問がある場合は、軽微な場合を除き、「質疑書」（様式第7号）により行うこと。ただし、審査内容や評価項目に関する質問については回答いたしません。
応募に際しての質疑回答内容や応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、本市ホームページに掲載しますので定期的に確認すること。

（当ホームページの記載事項を確認しないことによる不利益については、一切責任を負わない。）

※申請者は、書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

- (3) 受付期間 令和7年11月21日（金）から
令和7年12月12日（金）まで
（土・日・祝日を除く）

- 午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで
八潮市教育部教育総務課
- (4) 受付場所
(5) 提出方法
- 申請書類は、教育総務課へ持参又は郵送すること。
【郵送の場合】
〒340-8588
埼玉県八潮市中央1-2-1
八潮市教育部教育総務課 あて
- *郵送による場合は、令和7年12月12日（金）午後5時15分までに必着とすること。（期限を過ぎて到着した申請書類の受付はしない。）
- *受付期間を過ぎたものは受理しない。
- *受注者の決定の如何を問わず、提出された書類等は返却しない。
- *受注者の決定後、発注者による本発注案件に関する説明等の際し、受注者より提出された書類等を使用することがある。

7 申込みの辞退

申込み書類を提出後に辞退する場合は、「辞退届」（様式第8号）により申し出ること。

8 契約締結に関する特定条件について

本プロポーザルについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年条例第9号）第2条の規定に基づき、関連工事である「古新田保育所再整備工事（建築工事）」が議会の議決に付すべき契約であることから、「古新田保育所再整備工事（建築工事）」が、議会の議決を得るまでは優先交渉権者の決定に留まり、議会の議決を得た日（令和7年12月下旬予定）以降に契約を行うこととする。なお、「古新田保育所再整備工事（建築工事）」が議会で否決された場合、優先交渉権は無効となり契約は成立しない。また、このことで優先交渉権者に損害が生じて、八潮市は一切の責任を負わない。

9 その他

- (1) 本プロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を当市に請求することはできない。
- (2) 市は、決定事業者において、以下の場合、決定を取り消す場合があり、事業者は、既に要した費用の弁済を求めることができないので十分注意すること。

と。

ア 本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。

イ 予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じるとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。

ウ その他の事情により、業務遂行が困難と認めるとき。

(3) 提案書作成のため八潮市から入手した資料は、提案書等の作成以外の目的で使用することはできないものとする。

(4) 本要項に定めのない事項ならびに本要項に疑義が生じた場合は、必要に応じて市が別途定めるものとする。

10 実施スケジュール

公告	令和7年11月21日（金）
参加申込書及び企画提案書等提出期間	令和7年11月21日（金）から 令和7年12月12日（金）まで
質問の受付	令和7年11月21日（金）から 令和7年11月27日（木）まで
質問の回答期限	令和7年12月 5日（金）
審査（書類・プレゼンテーション）	令和7年12月18日（木）予定 発表時間：30分程度（プレゼン20分以内、質疑応答10分程度） ※詳細な時間等は別途通知する。
優先交渉権者の決定	令和7年12月下旬
契約締結	令和7年12月下旬以降

11 問い合わせ先

八潮市中央一丁目2番地1

八潮市教育部教育総務課（市役所本庁舎4階）

電話 048-996-2111（内線361）

FAX 048-998-0828

メールアドレス kyoikusomu@city.yashio.lg.jp